

2025年（令和7年）10月9日施行のキャッチオール規制の一部改正に対応した参考問題

問題1. 2025年（令和7年）10月9日施行のキャッチオール規制の一部改正は、主に大量破壊兵器キャッチオール規制に関するものである。

問題2. 2025年（令和7年）10月9日施行のキャッチオール規制の一部改正により、大量破壊兵器キャッチオール規制、通常兵器キャッチオール規制ともグループA国（輸出令別表第3の地域）向けは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物の輸出について、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき、許可申請が必要である。

問題3. 2025年（令和7年）10月9日施行のキャッチオール規制の一部改正では、グループA国向けは、輸出令別表第1の16の項（1）に該当する貨物の輸出についてのみ、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき、許可申請が必要である。

問題4. 2025年（令和7年）10月9日施行のキャッチオール規制の一部改正では、グループA国向けは、輸出令別表第1の16の項（2）に該当する貨物の輸出についてのみ、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき、許可申請が必要である。

問題5. 2025年（令和7年）10月9日施行のキャッチオール規制の一部改正では、グループA国向けは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物の輸出について、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき、許可申請が必要である。

問題6. 2025年（令和7年）10月9日施行のキャッチオール規制の一部改正では、グループA国向けは、外為令別表の16の項に該当する技術の提供について、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき、許可申請が必要である。

問題7. 2025年（令和7年）10月9日施行のキャッチオール規制の一部改正では、輸出令別表第1の16の項は、16の項（1）と（2）に分かれた。

問題8. 2025年（令和7年）10月9日施行のキャッチオール規制の一部改正では、輸出令別表第3に掲げる国・地域（グループA国）を仕向地とする輸出等について、主として同地域以外への迂回防止の観点から、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合には経済産業大臣の許可を受けることが義務づけられる。

問題 1. × 主に通常兵器キャッチャール規制に関する改正である。

問題 2. ○ 主としてグループA国（輸出令別表第3の地域）以外の地域への迂回防止の観点から、グループA国向けにインフォーム要件が設けられた。

問題 3. × インフォーム要件については、「輸出令別表第1の16の項に該当する貨物」が規制対象となる。「輸出令別表第1の16の項（1）に該当する貨物」だけではない。

問題 4. × インフォーム要件については、「輸出令別表第1の16の項に該当する貨物」が規制対象となる。「輸出令別表第1の16の項（2）に該当する貨物」だけではない。

問題 5. ○ グループA国向けの輸出で、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物について、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたときは、許可申請が必要である。外為法第48条第2項参照。

問題 6. ○ インフォーム要件については、「外為令別表の16の項に該当する技術」が規制対象となる。外為法第25条第2項等参照。

問題 7. ○ 2025年（令和7年）10月9日から、輸出令別表第1の16の項は、16の項（1）と（2）に分かれた。

問題 8. ○ 輸出令別表第3に掲げる国・地域（グループA国）を仕向地とする輸出等について、**主として同地域以外への迂回防止の観点から**、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合には経済産業大臣の許可を受けることが義務づけられた。

<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250404001/20250404001.html>

問題9．2025年（令和7年）10月9日施行のキャッヂオール規制の一部改正により、通常兵器キャッヂオール規制に需要者要件が設けられ、該当する場合、「明らかガイドライン」で判断する必要がある。

問題10．2025年（令和7年）10月9日施行のキャッヂオール規制の一部改正により、武器禁輸国向けの通常兵器キャッヂオール規制の用途要件は、貨物の場合、輸出令別表第1の16の項（1）に該当する貨物のみが規制対象となる。

問題11．2025年（令和7年）10月9日施行のキャッヂオール規制の一部改正により、一般国（グループA国及び武器禁輸国以外）向けについても、通常兵器キャッヂオール規制に用途要件が設けられ、輸出する貨物が、輸出令別表第1の16の項（1）に該当し、通常兵器キャッヂオール規制の用途要件にあたる場合、輸出許可申請が必要となる。

問題12．2025年（令和7年）10月9日施行のキャッヂオール規制の一部改正により、一般国（グループA国及び武器禁輸国以外）向けについても、通常兵器キャッヂオール規制に用途要件が設けられ、輸出する貨物が、輸出令別表第1の16の項（2）に該当し、通常兵器キャッヂオール規制の用途要件にあたる場合、輸出許可申請が必要となる。

問題13．2025年（令和7年）10月9日施行のキャッヂオール規制の一部改正により、武器禁輸国向けの通常兵器キャッヂオール規制の需要者要件は、貨物の場合、輸出令別表第1の16の項（1）に該当する貨物のみが規制対象となる。

問題14．2025年（令和7年）10月9日施行のキャッヂオール規制の一部改正により、一般国（グループA国及び武器禁輸国以外）向けについても、通常兵器キャッヂオール規制に需要者要件が設けられ、輸出する貨物が、輸出令別表第1の16の項に該当し、通常兵器キャッヂオール規制の需要者要件にあたる場合、輸出許可申請が必要となる。

問題15．2025年（令和7年）10月9日施行のキャッヂオール規制の一部改正により、武器禁輸国向けの通常兵器キャッヂオール規制の需要者要件は、貨物の場合、輸出令別表第1の16の項（2）に該当する貨物のみが規制対象となる。

問題 9. ○ 通常兵器開発等省令第二号、第三号参照。通常兵器キャッチオール規制に需
要者要件に該当する場合、「明らかガイドライン」で判断する必要がある。

問題 10. ✗ 武器禁輸国向けの通常兵器キャッチオール規制の用途要件は、「輸出令別表
第1の16の項（1）に該当する貨物のみ」ではなく、「輸出令別表第1の
16の項に該当する貨物」が規制対象となる。

問題 11. ○ 一般国（グループA国及び武器禁輸国以外）については、輸出する貨物が、
輸出令別表第1の16の項（1）に該当し、通常兵器キャッチオール規制の
用途要件にあたる場合、輸出許可申請が必要となる。

問題 12. ✗ 「輸出令別表第1の16の項（2）に該当」ではなく、「輸出令別表第1の
16の項（1）に該当」が正しい。

問題 13. ✗ 「輸出令別表第1の16の項（1）に該当する貨物のみ」ではなく「輸出令
別表第1の16の項に該当する貨物」が正しい。

問題 14. ✗ 「輸出令別表第1の16の項に該当」ではなく「輸出令別表第1の16の項
(1)に該当」が正しい。

問題 15. ✗ 「輸出令別表第1の16の項（2）に該当する貨物のみ」ではなく、「輸出
令別表第1の16の項に該当する貨物」が正しい。

【参考】

「外国為替令等の一部を改正する政令」等の改正について

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09-2.html#id06>

補完的輸出規制の見直しについて

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/20250409_catchallshiryou.pdf

補完的輸出規制の見直しについて（動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=SRcm0T4omkk>